

都道府県の公共用水域水質常時監視の現状

1．測定計画の基本的な考え方

測定計画の基本的な考え方について、文書を作成しているのは、7県。うち、長期的なものは、北海道、滋賀、宮崎、鹿児島で作成。単年度の測定計画の考え方についてのものは、福島、奈良、愛媛で作成。

効率化に関する文書は、青森で長期的なものを作成。

それ以外のほとんどの都道府県では、水質測定計画策定の時々、単年度毎に、測定地点・頻度等を決めており、その設定の考え方が示されているところは少ない。

2．測定計画作成の流れ

計画立案は秋が大半。関東・近畿で早い傾向。決定は2～3月頃。

全ての都道府県が環境審議会での審議を経ている。

財政部局との調整はほぼ全ての都道府県で実施されているが、その時期は都道府県によってさまざま。

18年度測定計画作成については、見直しを考えている都道府県が9、水生生物保全項目のあてはめが完了してから見直しを考えている都道府県が10。理由として予算削減や、項目増加に対応するため効率化を挙げているところあり。

3．測定計画の内容

(1) 調査地点の設定

環境省の「水質調査方法」で示す基準のほか、以下の点を考慮している例あり。

- ・P R T R データ
- ・流域面積・流域人口
- ・利水目的に合わせて指定している類型指定
- ・主要河川流末
- ・水域毎のバランス

(2) 調査時期の設定

環境省の「水質調査方法」で示す基準のほか、以下の点を考慮している例あり。

- ・結氷・雪解け
- ・農薬の使用時期

- ・潮の干満、底質の巻き上げ
- ・降雨
- ・採水日時を複数地点で調整

(3) 効率化

46都道府県で効率化を図っている。その主な内容は以下のとおり。

- ・ローリング調査の実施。
- ・過去数年間検出がない地点、基準超過がない地点での測定頻度削減。
- ・総水銀測定によるアルキル水銀のスクリーニング。
- ・汚濁物質の使用時期、利水状況、排出源の有無（P R T Rデータ、排出源との位置関係等を含む）に合わせて、地点・頻度の合理化。
- ・要監視項目、特殊項目の合理化。
- ・同様の傾向を示す複数の地点の合理化。
- ・分析機器整備やオートサンプラーの使用。
- ・より下流での測定地点の優先。
- ・海域のフッ素、ホウ素、SS測定の中止。
- ・海域では健康項目は重金属のみ測定。
- ・海域の沖合での測定地点の合理化。

(4) 重点化

25都道府県で重点化を図っている。その主な内容は以下のとおり。

- ・利水状況（水産を含む）
- ・汚濁源（休廃止鉱山、苦情の有無等を含む）の分布
- ・水質変動の激しい地点
- ・環境基準未達成の地点、検出された地点、異常値が見られた地点
- ・指定湖沼
- ・亜鉛（類型指定の準備）、水生生物保全要監視項目
- ・特定の保全計画のある水域

4. 分析

(1) 分析機関

全てを外部に委託している都道府県が12、一部を外部に委託している都道府県が34。

(2) 報告下限値の設定

都道府県の担当部局で設定している都道府県が38。

環境基準値の1/10を設定根拠にしている都道府県が34。

(3) 精度管理

分析機関にゆだねている都道府県が10~20。特に対応をとっていない都道府県が14。

(4) 測定データの行政部局への報告

1つの都道府県でも項目によって異なる場合が多いが、原則として年度末に報告を受けている都道府県が10。

基準超過時に随時、ダイオキシン類については測定結果判明の都度、報告を受けている都道府県もある。

5 . 環境基準超過時等の対応

対応マニュアルについては代用できる通知・資料も含め、15都道府県が整備。